

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から51年3月まで

私は、昭和\*年\*月末に会社を退職し結婚した。結婚当時、夫は自営業者だったため国民年金の加入手続きを行い、A市役所に国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納となっているとのことだが、毎回欠かさず保険料を納付していたにもかかわらず未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和\*年\*月末に会社を退職し、結婚当時、その夫が自営業者だったため国民年金の加入手続きを行い、A市役所に国民年金保険料を納付したはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から、52年10月頃に払い出されたと推認され、申立人の特殊台帳及びA市の検認記録によると、51年4月から52年3月までの国民年金保険料が同年10月に過年度納付されていることから、それらの時点において、申立期間のうち、50年7月から51年3月までの保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立期間以外に未納は無く、付加保険料の納付や保険料の前納が行われているなど、納付意識が高かったと認められる申立人が申立期間のうち、昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、昭和46年2月から50年6月までの期間につ

いては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンライン記録の氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の確認等により調査したところ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間のうち、昭和46年2月から50年6月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 関東（栃木）国民年金 事案 5242

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から43年3月まで  
② 昭和44年4月から46年3月まで  
③ 昭和46年4月から48年12月まで

私は、昭和\*年\*月に婚姻し、国民年金保険料については、妻が国民年金に加入し、妻自身の保険料を納付し始めた46年4月分から、妻が私の分と一緒に納付していたが、申立期間③は、妻は保険料納付済期間であるにもかかわらず、私は未納期間とされていることに納得できない。申立期間①及び②は、私が現金を持参し、直接金融機関の窓口で納付した。当時の保険料は月額500円であったと記憶している。申立期間①、②及び③について保険料納付済期間に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人の妻は（申立人は、現在、会話不能とのこと。）、「私が国民年金に加入し、自身の保険料を納付し始めた昭和46年4月分から、申立人の分と一緒に納付した。」と明確に申述しており、オンライン記録によると、申立期間③直後の49年1月から同年3月までの国民年金保険料は、夫婦共に現年度納付の記録となっているところ、申立期間③に係る妻の保険料の領収証書、A区の年度別納付状況リスト及びオンライン記録により、当該期間に係る妻の保険料は納付済みであることが確認できる上、当該期間の妻の領収証書を見ると、その保険料は全て納期限内に納付されていることから、当時の妻の納付意

識の高さがうかがえる。

また、申立人の妻は、「婚姻（昭和＊年＊月頃）して『A区B地区＊丁目』に新居を構え、その婚姻に伴って国民年金の加入手続を行い、46年4月分の保険料から納付し始めた。」と申述しているところ、その妻のA区の国民年金被保険者名簿には、妻の申述する住所が記載され、世帯主として申立人の名前が記載されていることから、同名簿の住所が住民票上の夫婦の住所であったと推認されるとともに、上記の妻の領収証書には、同名簿の住所が記載されていることから、申立期間③に係る申立人の納付書が、妻と同様に同名簿に記載された住所に送付されていたと考えられる。

さらに、申立人の妻が、申立期間③の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらないことなどから、当時納付意識が高かったと考えられる妻が自身の保険料と併せて申立人の当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

- 2 申立期間①及び②について、申立人の妻は、「申立人から、当時の国民年金保険料は月額500円であり、現金を持参して直接金融機関の窓口で納付したと聞いている。」と申述しているが、その妻から、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付状況についての具体的な供述を得ることができず、これらの状況が不明である。

また、申立人の妻は、「当時の国民年金保険料は月額500円」と申述しているところ、申立期間①及び②当時の保険料額は、月額100円から450円と推移しており、その妻の申述する納付金額とは相違している上、国民年金保険料の納付状況については、申立人の所持する国民年金手帳（昭和44年4月3日発行）の昭和43年度の国民年金印紙検認記録には、C市D区の検認印（昭和44年4月3日付け）が押され、C市も、「同市D区が納付書で納付できるようになったのは49年1月からである（一部実施）」と回答していることから、その妻が申立人から聞いたと申述する納付方法と当時の取扱いが一致しない。

さらに、オンラインの氏名検索により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のう

ち、昭和 46 年 4 月から 48 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 7923

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支社における申立期間の標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日

A社B支社において平成17年12月20日に支給された賞与が、厚生年金保険の記録に無い。保険料が控除された賞与明細書を提出するので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成17年12月20日支給の賞与明細書には、「C社」の社名が記載されているが、申立人は、「申立期間当時は、C社からA社B支社に出向していた。」と申述している。

一方、A社が提出した申立人に係る平成17年12月20日付けの「出向費計算書」によると、出向元のC社が出向先のA社に、同日支給の賞与から被保険者負担分の社会保険料（健康保険料及び厚生年金保険料）を控除した金額を請求していることが確認できる。

以上のことから、申立人の賞与については、出向元のC社が申立人に社会保険料を控除した賞与を支払った上で、出向先のA社に社会保険料控除後の賞与支給額を請求し、A社は、控除された被保険者負担分と事業主負担分の厚生年金保険料を合わせて社会保険事務所（当時）へ納付する取扱いが行われていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書及び上記出向費計算書により確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から、35万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に対して提出しておらず、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

国（厚生労働省）の記録では、A社の資格喪失日が昭和55年8月31日となっており、同年9月1日にC社に入社していることとなっているが、両社は、社長が同一で社名を変えただけである。この1か月の空白は納得できないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和53年9月1日から勤務し、1日の空白も無く同社の整備部門を分社化したC社に入社したとしているところ、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当時の同僚に照会した結果、申立人の主張したとおりA社とC社に継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うとの供述が得られた上、当時の同僚から提出された預金通帳によると、申立期間及びその前後の期間の給与の振込元として、「C社（カナ）」の名称で継続して振り込まれていること、その振り込まれている金額が申立期間及びその前後の期間でほぼ一定の金額となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和55年7月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、当時の事業主から確認することはできないものの、事業主が資格喪失日を昭和55年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 7925

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 20 日

A社に勤務していたときの申立期間の厚生年金保険に係る標準賞与額の記録が無い。平成18年12月分の給料（賞与）支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出されたA社における申立期間の賞与に係る給料（賞与）支払明細書により、申立人は、同事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された給料（賞与）支払明細書の社会保険料合計控除額より推認できる厚生年金保険料額から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料を納

付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7927

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで

昭和38年3月にA社に入社したが、勤務していたB工場内のC営業所（厚生年金保険の適用は、B工場）が同社D営業所と合併し廃止されることになり、39年7月1日付けでD営業所に転勤となった。ところが、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録はC営業所の資格喪失日が同年6月30日であり、D営業所の取得日が同年7月1日と記録されているため、被保険者期間が1か月欠落している。正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、辞令原簿及び事業主の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和39年7月1日にA社B工場から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年5月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明であると回答して

いるものの、事業主が資格喪失日を昭和 39 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 7929

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月16日から同年11月1日まで

申立期間については、A社B工場新設に伴い異動を命じられ工場設立に向けた準備期間であったが、この間もA社本社から給与をもらい継続して厚生年金保険料も控除されていたので厚生年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在籍証明書、雇用保険の加入記録及び申立人と同時期に異動した同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（A社からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B工場は、昭和46年11月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人は、本来申立期間についてもA社において引き続き厚生年金保険の被保険者資格を有すべき者であったと認められることから、被保険者資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における昭和46年8月の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7931

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

B社からA社に転籍したが、勤務は継続していた。しかしながら、申立期間の厚生年金保険が未加入になっていることに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び申立人から提出された給与明細書等から判断すると、申立人は、申立期間において、B社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の供述及び上記の給与明細書等から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、22万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として

届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成 19 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、20 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び 22 年 8 月 1 日から 23 年 4 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を、19 年 8 月は 34 万円、20 年 9 月は 38 万円、22 年 8 月から 23 年 3 月までは 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち平成 23 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 22 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 41 万円に相当する報酬額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の A 社における 23 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額に係る記録を、41 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 1 日から 23 年 7 月 1 日まで  
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額と、同社から実際に支給された給与の金額が異なるので、標準報酬月額の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及

び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成19年8月1日から23年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を、同年4月1日から同年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間、20年9月1日から同年10月1日までの期間及び22年8月1日から23年4月1日までの期間の標準報酬月額については、A社から提出された申立人の給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、19年8月は34万円、20年9月は38万円、22年8月から23年3月までは32万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、同僚から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、申立人の給与明細票において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年9月1日から20年9月1日までの期間及び20年10月1日から22年8月1日までの期間については、上記給与明細票において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標

準報酬月額のうち、いずれか低い方の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成 23 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額について、オンライン記録によると、30 万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 22 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 41 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額については、平成 23 年 4 月から同年 6 月までは 41 万円に訂正することが必要である。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7935

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和40年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで  
厚生年金保険の記録では、昭和40年5月31日にA社D工場で被保険者資格を喪失し、同年6月1日に同社C工場で被保険者資格を取得したとされており、被保険者期間に1か月間の空白が生じている。申立期間も継続して勤務していたので、正しい被保険者期間の記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持していた申立人のB社における人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記人事記録の職歴欄において、昭和40年3月からA社C工場で勤務した旨の記載が確認できる上、当時の同僚26人に照会し、回答を得られた19人のうち5人の同僚が「同社C工場は40年6月に稼働した。申立人は、開設準備のため、その数か月前に同社D工場から同社C工場へ異動した。」と供述していることから、申立人の同社同工場における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同社D工場におけ

る資格喪失日と同日の同年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における事業所別被保険者名簿の昭和40年6月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から11年7月までの期間、12年10月、同年11月、13年3月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年12月から11年7月まで  
② 平成12年10月及び同年11月  
③ 平成13年3月  
④ 平成13年10月

平成10年12月に会社を退職した後、A市B区役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。21年3月にC市D区役所において、年金手帳の再交付申請を行った際に、国民年金保険料に未納は無いと回答を得ていた。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までについて、平成10年12月に会社を退職後、A市B区役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間①から④までに係る国民年金保険料の納付に関する記憶が明確でなく、これらの詳しい状況が不明である。

また、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入金等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間①から④までにおいて記録漏れや記録誤りの生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

なお、オンライン記録により各申立期間前後の国民年金保険料の納付状



況をみると、現年度に納付されている申立期間③直後の平成 13 年 4 月の保険料以外は全て過年度に納付され、申立期間①、②及び④直後の月の保険料は時効により保険料が納付できなくなる直前の月に納付されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録の氏名検索によっても、申立人に別の基礎年金番号が付番された形跡も見当たらない上、申立期間①から④までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（栃木）国民年金 事案 5244

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から43年3月まで  
申立期間が申請免除となっているが、当該期間の国民年金保険料は夫（故人）が納付したと思うので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の手続を行っていた夫から申立期間に係る国民年金保険料の免除の申請を行ったとは聞いておらず、申立期間の国民年金保険料は夫が納付したとしている。

しかしながら、申立人の夫は既に亡くなっており、同人から供述を得られないことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況が確認できない。

また、申請免除は申請に基づき行われるものであることから、申請が無いまま国民年金保険料の納付が免除されることは考え難い上、申立人に係る国民年金被保険者台帳により、申立期間前の昭和36年度から38年度までの期間及び40年度の国民年金保険料は納付に遅れが生じていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで

私は、昭和44年4月1日からA会社にB職として勤務したが、同社は厚生年金保険に加入していなかったため、同年4月2日にC市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は昭和49年度までは妻がその都度納付書で納め、50年度からは銀行口座からの引き落としで納付している。資料は、妻の国民年金保険料の領収書・領収証書以外に何も無いが、申立期間が未納となっているので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和44年4月2日にC市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は昭和49年度までは妻が、私と妻の二人分の保険料をその都度納付書で納め、50年度からは銀行口座からの引き落としで納付している。」と申述している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、44年4月から47年12月までは時効により保険料を納付できない期間であり、48年1月から49年3月までは保険料を過年度納付できる期間であるが、申立人及びその妻は、過去の分の国民年金保険料を遡って納付したことはないと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立期間は60か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）

は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」に「昭和 44 年 4 月 2 日」と記載されていることをもって、当該日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この「はじめて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、加入日を特定するものではなく、保険料納付の始期を示すものでもない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月から16年10月までの期間及び17年2月から19年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月から16年10月まで  
② 平成17年2月から19年2月まで

私は、今まで税金等の支払わなければいけないものは、しっかり払ってきた。A市役所に確認したところ、申立期間①及び②の国民健康保険税は全て納付しているのに、同時期の国民年金保険料を全く納付していないはずはない。申立期間①及び②の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②の国民健康保険税は全て納付しているのに、同時期の国民年金保険料を全く納付していないはずはない。」と申し立てているが、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付時期、納付場所及び納付金額等を全く覚えていないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②は、平成14年4月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進められ、平成14年度以降に記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5247

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から59年3月まで

私は、20歳になった昭和54年\*月からしばらくは国民年金に加入していなかった。時期は覚えていないが、ある時、母親に勧められて国民年金に加入することにし、母親に加入手続を行ってもらった。その際に、母親が自治会の集金人から「過去の未納分を一括して納付できる。」と聞いたということなので、母親に15万円から20万円くらいを渡して国民年金保険料を一括して納付してもらった記憶がある。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行った際に、自治会の集金人から過去の国民年金保険料の未納分を納付できると聞いたとのことであったので、母親に15万円から20万円くらいを渡して保険料を一括して納付してもらった記憶があるとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母親からは高齢のため証言を得ることができず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和61年6月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において遡って過年度納付ができる申立期間直後の期間である59年4月から61年3月までの保険料は納付済みとなっているところ、当該期間の保険料額は、15万5,520円であり、申立人が納付したと主張する金額とおおむね一致するが、当該期間と申立期間を含めた保険料額は40万7,160円であり大きく相違することから、申立人が納付したとする金額が申立期間の

保険料であったとまでは推認できない。

さらに、上述した申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、自身で国民年金の加入手続を行った覚えは無いが、昭和\*年\*月に結婚してから2、3年後に夫から私の国民年金の加入手続を行い、未納の国民年金保険料をまとめて納付したという話を聞いたことがある。申立期間の国民年金の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれたと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその夫は亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和42年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、36年4月から39年12月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、40年1月から41年3月までは遡って納付できる期間であるが、上記のとおり、保険料納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 関東（長野）国民年金 事案 5249

### 第1 委員会の結論

申立人の平成15年6月から16年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年6月から16年3月まで

私は、平成16年3月頃、自宅で社会保険事務所の職員に未納だった国民年金保険料15万円から16万円を納付し、今は無くしてしまっただが領収書もらった。同年4月に次女の出産を控えていたが、その資金を下ろして納付をしたので覚えている。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年3月頃、自宅で社会保険事務所の職員に未納だった国民年金保険料15万円から16万円を納付し、今は無くしてしまっただが領収書もらったと申述している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、平成14年9月から同年11月までの3か月分の国民年金保険料を16年3月26日に過年度納付しているほか、同時期に当時滞納していた住民税及び国民健康保険税をまとめて納付したとも申述しており、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は平成14年4月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進められ、平成14年度以降に記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（栃木）国民年金 事案 5250

### 第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から15年3月までについては、学生納付特例期間であったものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月から15年3月まで

申立期間についての学生納付特例の申請は、平成13年4月頃と14年4月頃、私の母がA町役場（現在は、B市役所）の窓口 私の大学の在学証明書を持参して行った。

申立期間の国民年金保険料が未納となっており、学生納付特例期間となっていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の学生納付特例の申請を平成13年4月頃と14年4月頃、その母がA町役場の窓口で申立人の在学証明書を持参して行ったとしており、その母も同様の申述をしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、平成13年4月1日の国民年金被保険者資格取得及び17年4月1日の資格喪失処理を、申立期間後の18年2月3日に行っていることが確認できることから、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、学生納付特例の申請を行うことはできなかったものと考えられる。

また、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された以降の期間であり、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性はかなり低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間について、学生納付特例の申請を行ったこと及び学生納付特例の承認を受けたことを示す関連資料は無く、ほかに学生納付特例の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間については、学生納付特例期間であったものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から57年3月まで

私の国民年金の加入手続は父が行い、申立期間の国民年金保険料は、父が地元のA納税組合に前納制度を利用して納付していたので、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は前納制度を利用して、地元のA納税組合で納付していたとしているが、申立人の父は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和57年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、49年10月から54年12月までは時効により保険料を納付できない期間であり、55年1月から57年3月までは遡って保険料を納付できる期間であるが、申立人は、「父から過去の保険料を納付したと聞いたことは無い。」としている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は90か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から57年3月まで  
昭和\*年\*月の結婚以前は、父が私の国民年金の加入手続を行い、父が私の国民年金保険料を納付していた。  
結婚後の保険料は、義父が地元のA納税組合に前納制度を利用して納付していたので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和\*年\*月の結婚以前は、その父が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、結婚後の保険料は、義父が地元のA納税組合に前納制度を利用して納付していたとしているが、申立人の父及び義父は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和57年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、48年7月から54年12月までは時効により保険料を納付できない期間であり、55年1月から57年3月までは遡って保険料を納付できる期間であるが、申立人は、「義父から過去の保険料を納付したと聞いたことは無い。」としている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は105か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5253（埼玉国民年金事案 3713 及び 4486 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から62年5月までの期間及び63年3月から平成3年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から62年5月まで  
② 昭和63年3月から平成3年11月まで

私は、昭和56年3月にA事業所に入社後、同年5月に厚生年金保険に加入させられていたことから、就業形態を臨時の条件に変更し、厚生年金保険を脱退して国民年金に加入した。58年2月から11か月間は、再度、厚生年金保険に加入していたことになっていた。その後、B事業所に入社してからも一時は厚生年金保険に加入したが脱退し国民年金に加入した。申立期間①及び②ともC区役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料は郵便局や銀行で納付していたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人は、厚生年金保険に加入させられていたことから、就業形態を臨時の条件に変更し、厚生年金保険を脱退して国民年金に加入し、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付書により郵便局や銀行等で納付していたとしているが、申立期間①及び②は平成6年1月及び9年10月の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であり、それまでは未加入期間であったと考えられることから制度上保険料を納付することはできない期間である上、記録が追加された時点では申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間であるとして、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会(当時)の決定に基づく22年10月14日付け及び23年10月19日付け年金記録の訂



正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな証拠や証言は無いとしており、これまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から6年3月まで

私は、申立期間の初め頃、長女を妊娠中であったため、A市役所(現在は、B市C区役所)で国民健康保険に加入し、一緒に国民年金の加入手続も行った。国民年金保険料は、納付書で3か月ぐらいごとに銀行で納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の初め頃、長女を妊娠中であったため、A市役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、納付書で3か月ぐらいごとに銀行で納付したと申し立てているが、申立人は、納付金額、納付時期及び納付方法に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和63年6月頃に払い出されたと推認され、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間は45か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 7922（栃木厚生年金事案 707 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から同年 8 月 30 日まで  
昭和 44 年 1 月に A 社 B 営業所に C 職として入社したが、46 年 1 月からは、正社員として D 支社の E 統括支店に F 職として勤務した。正社員となって初めて健康保険証を交付された記憶が鮮明に残っているが、前回の申立てでは認められなかった。再申立てに際して新たな資料は無いが、日本年金機構から「あなたの気になる年金記録もう一度、ご確認を。」の通知が届いたので、再度申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいて、A 社が保管する従業員名簿台帳から、申立人が同社 D 支社に勤務していたことは推認できるが、i) 同社の事務担当者は、保険料の控除を確認できる資料が残っていないと回答していること、ii) 申立人を記憶している同僚が数名いたが、厚生年金保険の加入については不明と回答していること、iii) 同社 D 支社における厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、雇用保険の加入記録も確認できないことなどから、既に年金記録確認栃木地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 22 年 2 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいても、申立人が、昭和 46 年 1 月から A 社 D 支社の正社員となって初めて健康保険証を交付された記憶があると主張しているところ、同社 D 支社の厚生年金保険に加入していた同僚 18 人に新たに照会し、11 人から回答があったが、申立人の厚生年金保険の加入については「不明」と回答している上、同僚の一人が、一緒に勤務していた内勤の「正社員」として名前を挙げた同僚に、厚生年金保険の加入記録は確認

できない。

また、A社D支社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和45年11月1日から適用事業所でなくなった47年1月1日に係る厚生年金保険被保険者原票を再度確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い上、同社D支社が適用事業所となった45年11月1日に被保険者資格を取得した多数の者が同社G支社において同日に被保険者資格を喪失していることから、同社G支社における申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、同僚から、「申立期間当時、社会保険手続は本社が行っていた。」との証言があったことから、A社（本社）及び同社H支社における申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、年金記録確認栃木地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7926

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
昭和 38 年 3 月に高校を卒業し、当時の A 法人に入社した。同年 4 月の 1 か月間は B 市にあった研修所で研修を受け、同年 5 月から同年 11 月までの 7 か月間は C 区の D 事業所に配属され勤務した。ところが、厚生年金保険の取得日は同年 12 月 1 日と記録されている。正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

E 法人 F 部（以下「F 部」という。）が申立人に発行した履歴証明書（人事記録）により、申立人は昭和 38 年 6 月 22 日から 39 年 4 月 1 日までの期間、A 法人 G 局（以下「G 局」という。）の D 事業所に H 職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、G 局が適用事業所となったのは昭和 38 年 12 月 1 日であり、申立期間は適用事業所になる前の期間であったことが確認できる。

また、F 部及び I 組合は、「H 職等社会保険事務処理規程」（昭和 \* 年 \* 月 \* 日付け J 達第 \* 号）により、H 職は昭和 38 年 10 月 1 日から厚生年金保険の被保険者として取り扱うことになったが、G 局は同年 12 月 1 日から適用事業所となった。適用事業所となる前の期間については厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

さらに、被保険者名簿により、事業所の適用事業所となった日である昭和 38 年 12 月 1 日に資格を取得した複数の同僚は、「申立期間の保険料は控除されていなかった。当時の健康保険は親の扶養家族であった。」と供

述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 7928

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 47 年 12 月まで  
申立期間に、A社に住み込みで勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の息子及び同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったという記録は無い上、オンライン記録から事業主は、申立期間について国民年金に加入していることが確認できる。

また、同僚は、「A社に9年10か月勤務し、その間は、厚生年金保険料は控除されず、社長が国民年金を支払ってくれた。」と証言している上、オンライン記録からも、申立期間について国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 7930

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 14 日から 11 年 10 月 21 日まで  
私は、A社B営業所に勤務していた期間について、厚生年金保険に加入していたが、年金記録に反映されていないことに納得できない。また、申立期間当時、事業主は多数の会社経営をしていたため、別会社で厚生年金保険に加入していたかもしれないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、期間は不明であるが、申立人は、A社B営業所に勤務していたことがうかがえる。

また、A社は、厚生年金保険の加入状況について、「申立人は従業員として勤務していたが、社会保険に加入していたかどうかは不明である。また、グループ会社での加入も不明である。給与は歩合制だった。」と回答している。

さらに、今回、同僚 26 人に照会し、回答のあった 4 人のうち、2人は「厚生年金保険に、ほとんど加入していなかったと思う。」「厚生年金保険の未加入者も大勢いたはず。」と供述している。

加えて、A社に係る職歴審査照会回答票及び被保険者縦覧照会回答票には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 関東（山梨）厚生年金 事案 7933（山梨厚生年金事案 92 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から28年6月21日まで

昭和27年4月1日にA社B分室に入社したが、同社C支社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が28年6月21日になっている。申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社本店及び同社C支社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、関連資料を得ることができないこと、申立事業所の同僚から、申立人の厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得られず、申立人の保険料の控除を確認することができないことなどから、既に年金記録確認山梨地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年2月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たな資料等はないとしており、年金記録確認関東地方第三者委員会から新たに同僚7人に照会し、3人から回答を得たが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についての供述や保険料控除をうかがわせる具体的資料は得られなかった。

また、年金記録確認関東地方第三者委員会において、改めてA社C支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の内容を調査したが、同名簿に記載された申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日及び喪失年月日は、オンライン記録と一致している上、同社C支社が昭和28年3月1日に厚生年金保険の適用事業所になる前は、同社本店で厚生年金保険に加入している者がいることから、同社本店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を

改めて確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

このほかに年金記録確認山梨地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7934

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 4 月から同年 8 月 1 日まで  
② 平成 7 年 6 月 30 日から 11 年 1 月 31 日まで

A社に平成 6 年 4 月に入社し、11 年 1 月 31 日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録は 6 年 8 月 1 日から 7 年 6 月 30 日までとなっているので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成 6 年 4 月から 11 年 1 月 31 日まで勤務したと主張しているところ、同社の元事業主は、7 年 8 月に同社は倒産しており、申立てに係る関連資料は保存しておらず、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について不明としている。

また、申立人と同時期にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚は 5 人おり、全員に照会し 2 人から回答が得られたが、申立期間①及び②に係る勤務実態について供述は得られない上、申立人の同社に係る雇用保険被保険者記録は見当たらず、両申立期間における申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、A社は、オンライン記録では平成 7 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B基金及びC健康保険組合から提出された資料により、同社が当該基金及び当該健康保険組合の適用事業所ではなくなった日と一致していることが確認できる。

加えて、B基金から提出された全喪の理由書では、A社の事業主が、当該基金に、「当社は、事業不振により平成 7 年 6 月 29 日をもって休業し

たため」として適用事業所でなくなる旨の届出を行っていることが確認できる。

このほか、両申立期間について、事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い上、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。